

第5節 労働組合の資格審査

令和6年中に申請のあった労働組合の資格審査は8件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が1件、「法人登記」が1件、「労働者委員候補者推薦」が6件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し12件を含めた20件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合と決定されたものは9件で、11件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別 \ 年	2年	3年	4年	5年	6年
不当労働行為救済申立て	2	3	6	5	1
法人登記	11		8	1	1
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦	7	1	6		6
合計	20	4	20	6	8

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別 \ 年	6年			
	適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て	2 (2)			2 (2)
法人登記	1 (1)			1 (1)
労働者供給事業				
労働者委員候補者推薦	6			6
合計	9 (3)	0	0	9 (3)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。